処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：	第31条の10
処 分 の 概 要：	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：	三重県公安委員会
法 令 の 定 め：	風俗営業等適正化法第31条の８第３項、第４項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処　分　基　準：	別紙１のとおり
問 い 合 わ せ 先：	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110）
備　　考：	